エ　以下に示す基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。また、記載を求める監理技術者又は主任技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。

ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、監理技術者又は主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す施工の経験を有していなければならない。

ａ　建築一式工事

ⅰ　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者をいう。

ⅱ　平成12年度以降に元請として、２(1)３）②ウのａ・ｂに示す基準を満たす新営工事の各担当工事に従事し完成・引渡しが完了した新営工事の施工の経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

ⅲ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

・平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

③　本施設の工事監理に当たる者(「建築基準法」(昭和25年５月24日法律第201号)第５条の６第４項の規定に基づき設置するものとする。)は、以下の要件を満たすこと。

ア　２(1)３）①アに同じ。

イ　２(1)３）①イに同じ。

ウ　２(1)３）①ウに同じ。

エ　２(1)３）①エに同じ。

オ　平成12年度以降に担当者（相当程度の責任をもって業務に従事した者）として、下記ａ・ｂに示す各担当業務に従事し当該業務が完了した新営工事の工事監理の実績を有する管理技術者及び主任担当技術者（建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野）を配置できること。なお、同じ技術者が複数の役割及び分野を担当することを妨げるものではない。海外の実績についても条件を満たしていれば実績として認めるものとする。また、記載を求める管理技術者及び各主任担当技術者は、原則としてそれぞれ１名であること。ただし、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出時点において、管理技術者及び各主任担当技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することは差し支えないが、いずれの候補者についても下記に示す工事監理の実績を有していなければならない。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む)、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る）

ｂ　建物規模　地上３階以上かつ延べ面積5,000㎡以上（管理技術者は、担当分野を問わない。主任担当技術者は、建築分野・構造分野・電気設備分野・機械設備分野の各担当分野）

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす工事監理業務における、工事監理実績が必要となる。

④　本施設の維持管理に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人大阪大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成27年度に近畿地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

イ　平成12年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す維持管理業務を実施した維持管理の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む)、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る）

ｂ　建物規模　延べ面積5,000㎡以上

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす維持管理業務における、維持管理実績が必要となる。

⑤　本施設の運営に当たる者は、以下の要件を満たすこと。

ア　国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人大阪大学の競争参加資格のいずれかにおいて平成27年度に近畿地域の「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

イ　平成12年度以降に元請として、下記ａ・ｂに示す運営業務（本事業における運営業務と同種又は類似の業務とする。)を実施した運営の実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。

ａ　建物用途　宿舎（集合住宅を含む)、宿泊施設、病院又は研修施設（宿泊施設を有するものに限る）

ｂ　建物規模　延べ面積5,000㎡以上

※ａ・ｂに示す要件を同時に満たす運営業務（本事業における運営業務と同種又は類似の業務とする。)における、運営実績が必要となる。

⑥　本施設における独立採算事業を実施する者は、以下の要件を満たすこと。

ア　事業を実施するにあたって必要な許認可、資格・免許等を取得していること、又は取得できることが十分に見込まれること。

イ　平成12年度以降に実施する事業と類似した内容・規模の事業実績があること、またはこれと同等以上の能力を有していると認められること。実績には、共同事業者として参画した場合も認める。

⑦　本施設以外における民間付帯事業を実施する者は、以下の要件を満たすこと。

ア　事業を実施するにあたって必要な許認可、資格・免許等を取得していること、又は取得できることが十分に見込まれること。

イ　平成12年度以降に提案する事業と類似した内容・規模の事業実績があること、またはこれと同等以上の能力を有していると認められること。実績には、共同事業者として参画した場合も認める。

４）競争参加資格確認基準日　競争参加資格確認の基準日は、参加表明書及び競争参加資格確認申請書の提出期限の日とする。

５）入札参加グループの構成員及び協力会社の変更等　競争参加資格の確認後は、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情（合併、倒産等）が生じ、入札参加グループの構成員及び協力会社を、提案書の提出期限の日までに変更（構成員及び協力会社の削除及び追加又は予定業務の変更を含む。)しようとする者にあっては、大学と事前協議を行い、大学の承諾を得るとともに、変更後において２(1)１）から３）に示す競争参加資格を満たすことが確認できる場合に限り、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに、入札参加グループの構成員及び協力会社の変更届を大学に提出すること。